

○松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付要綱

令和5年3月30日

告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療機関が行う医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（平成29年5月30日厚生労働省発健0530第5号厚生労働事務次官通知別紙）、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知別紙）及び松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。
- (2) 医療意見書 児童福祉法第19条の3第1項に規定する診断書をいう。
- (3) オンライン登録 インターネットを經由し、指定医が医療意見書に記載する臨床情報等を厚生労働省が整備する小児慢性特定疾病児童等データベースに登録することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1号に規定する医療機関とする。

(補助基準額等)

第4条 補助金の基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選

定する。

- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、前条の規定により算出した額（以下「補助金額」という。）の増額を伴わないものであって、次のいずれかに該当する場合を除き、市長の承認を受けなければならない。

ア 事業内容の著しい変更とならない場合

イ 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合

ウ 事業内容に変更が無く、やむを得ない事由により補助金額を20パーセント以内で減額する場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）で、価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて取得等財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより、市に納付させることがある。

- (6) 取得等財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (7) 補助対象者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならな

い。ただし、取得等財産がある場合は、当該期間を経過後、取得等財産の処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（当該仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

(9) 市長は、前号の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとし、次の各号に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第3号）
- (2) 事業計画（変更）書（様式第4号）
- (3) 収支予算（見込）書の抄本
- (4) 見積書その他経費の積算根拠が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするとき
 - ア 松本市医療意見書電子化等推進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 補助金所要額（変更）調書（様式第6号）
 - ウ 事業計画（変更）書（様式第4号）
 - エ 収支予算（見込）書の抄本
 - オ 見積書その他経費の積算根拠が分かる書類
 - カ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 松本市医療意見書電子化等推進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

（事前着手）

第9条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した松本市医療意見書電子化等推進事業補助金事前着手届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付申請取下書（様式第9号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市医療意見書電子化等推進事業補助金実績報告書（様式第10号）によるものとし、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助金精算額調書（様式第11号）
- (2) 事業実績報告書（様式第12号）
- (3) 収支決算（見込）書の抄本
- (4) 契約書、納品書、領収書の写しその他の支出証拠書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事業が完了した日（第6条第2号の規定により事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助基準額	補助対象経費	補助率
1 医療機関当たり 100,000円	医療機関が行う医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金	2分の1

様式第1号（第6条関係）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者
（所在地）
（名称）
（代表者）

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった松本市医療意見書電子化等推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 松本市補助金交付規則第13条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
2の金額の積算内訳等を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）

様式第2号（第7条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者

（所在地）

（名 称）

（代表者）

年度における松本市医療意見書電子化等推進事業補助金の交付を下記のとおり受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（様式第3号）
- (2) 事業計画（変更）書（様式第4号）
- (3) 収支予算（見込）書の抄本
- (4) 経費の積算根拠が分かる書類（見積書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

補助金所要額調査書

申請者名:

種 目	総事業費 ① 円	寄付金その他 の取入予定額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	対象経費 の 支出予定額 ④ 円	基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	補助基本 額 ⑦ 円	補助率 ⑧	補助所要額 ⑨ 円	備考
医療機関が行う医療意見書のオンライン登録 に向けたシステム環境整備					100,000			1/2		

- (注) 1 ⑥欄には、④欄と⑤欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 2 ⑦欄には、③欄と⑥欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 3 ⑨欄には、⑦欄の額に⑧欄の補助率を乗じた額を記入すること。なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて記入すること。

事業計画（変更）書

1 申請者の概要

補助事業者名	施設名称	施設所在地	電話番号

2 勤務する指定医等

区分	人数	指定医番号（10桁）	氏名
小児慢性特定疾病指定医	人		

注）小児慢性特定疾病指定医のうち、2名までを記載してください。

3 整備予定内容及び内訳等

整備内容	<input type="checkbox"/> パソコンの購入 <input type="checkbox"/> 院内システムの改修 <input type="checkbox"/> その他
整備内訳等	◆ パソコンの購入 品名： メーカー・規格： 数量： 台 単価（税込）： 円
	◆ 院内システムの改修 改修内容： 改修により期待される効果： 改修予定金額（税込）： 円 積算内訳（品目、単価、数量等を記載）：
	◆ その他 整備内容： 整備により期待される効果： 整備予定金額（税込）： 円 積算内訳（品目、単価、数量等を記載）：

4 事業の実施予定期間（着手予定日及び完了予定日）

年 月 日から 年 月 日まで

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者

（所在地）

（名 称）

（代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度
松本市医療意見書電子化等推進事業補助金の事業計画を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

1 交付申請額

変更後の申請額	円
既交付決定額	円
差引増減額	円

※補助金所要額調書（様式第3号）を添付してください。

2 変更の内容

変更前	変更後

※変更内容を反映させた事業計画（変更）書（様式第4号）を添付してください。

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 収支予算（見込）書の抄本
- (2) 経費の積算根拠が分かる書類（見積書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

補助金所要額(変更)調書

申請者名: _____

種 目	総事業費 ① 円	寄付金その 他の収入予 定額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	補助基本額 ⑦ 円	補助率 ⑧	補助所要額 ⑨ 円	既交付決定額 ⑩ 円	差引 過不足額 (⑨-⑩) ⑪ 円	備考
医療機関が行う医療意見書のオンライン登録 に向けたシステム環境整備					100,000			1/2				

- (注) 1 ⑧欄には、④欄と⑤欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 2 ⑨欄には、③欄と④欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 3 ⑩欄には、⑦欄の額に⑧欄の補助率を乗じた額を記入すること。なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて記入すること。

様式第7号（第8条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者
（所在地）
（名 称）
（代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度
松本市医療意見書電子化等推進事業補助金を、下記のとおり中止（廃止）したいので、
承認してください。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする年月日

様式第8号（第9条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金事前着手届

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者
（所在地）
（名 称）
（代表者）

年 月 日付けで補助金の交付申請をした 年度松本市医療意見書電子化等推進事業補助金について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したので届け出ます。

なお、補助金交付決定前に着手するに当たっては、下記3の事項を遵守します。

記

1 事前着手する内容及び理由

2 事前着手及び完了予定年月日

(1) 着手予定年月日： 年 月 日

(2) 完了予定年月日： 年 月 日

3 遵守事項

- (1) 交付申請した事業が交付決定されなかった場合又は交付決定された補助金が交付申請額に達しなかった場合において、異議を申し立てないこと。
- (2) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更をしないこと。

様式第9号（第10条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者
（所在地）
（名 称）
（代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度
松本市医療意見書電子化等推進事業補助金に係る交付申請を、下記の理由により取り
下げます。

記

交付申請取下げの理由

様式第10号（第11条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

補助事業者

（所在地）

（名称）

（代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度
松本市医療意見書電子化等推進事業補助金について、下記のとおり実施したので関係
書類を添えて報告します。

記

1 実績額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金精算額調書（様式第11号）
- (2) 事業実績報告書（様式第12号）
- (3) 収支決算（見込）書の抄本
- (4) 支出証拠書類（契約書、納品書、領収書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第11号(第11条関係)

補助金精算額調査

申請者名：

種 目	総事業費 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	補助基本額 ⑦ 円	補助率 ⑧	補助所要額 ⑨ 円	既交付決定額 ⑩ 円	不用額 (⑩-⑨) ⑪ 円	備考
医療機関が行う医療意見書のオンライン登録 に向けたシステム環境整備					100,000			1/2				

- (注) 1 ⑧欄には、④欄と⑤欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 2 ⑦欄には、③欄と④欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 3 ⑨欄には、⑦欄の額に⑧欄の補助率を乗じた額を記入すること。なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて記入すること。

様式第12号（第11条関係）

事業実績報告書

1 申請者の概要

補助事業者名	施設名称	施設所在地	電話番号

2 勤務する指定医等

区分	人数	指定医番号（10桁）	氏名
小児慢性特定 疾病指定医	人		

注）小児慢性特定疾病指定医のうち、2名までを記載してください。

3 整備済の内容及び内訳等

整備内容	<input type="checkbox"/> パソコンの購入	<input type="checkbox"/> 院内システムの改修	<input type="checkbox"/> その他
整備 内訳等	◆パソコンの購入 品名： メーカー・規格： 数量：台 単価（税込）：円		
	◆院内システムの改修 改修内容： 改修により期待される効果： 改修金額（税込）：円 積算内訳（品目、単価、数量等を記載）：		
	◆その他 整備内容： 整備により期待される効果： 整備金額（税込）：円 積算内訳（品目、単価、数量等を記載）：		

4 事業の実施期間（着手日及び完了日）

年 月 日から 年 月 日まで

様式第13号（第12条関係）

松本市医療意見書電子化等推進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）松本市長

（所在地）

（名 称）

（代表者）

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度松本市医療意見書電子化等推進事業補助金を、下記のとおり交付してください。

記

金 _____ 円

【補助金の振込先口座】

金融機関名	
支店等名	
口座の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)
様式第4号 (第7条、第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第11条関係)
様式第11号 (第11条関係)
様式第12号 (第11条関係)
様式第13号 (第12条関係)